

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
5	小平市 地方税の徴収に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

小平市は、地方税の徴収事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、その取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしうることを理解し、特定個人情報ファイルの保護と安全な利用について適切な措置を実施することで、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

—

## 評価実施機関名

小平市長

## 公表日

令和5年9月30日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	個人住民税、固定資産税・都市計画税、軽自動車税(種別割)、国民健康保険税の徴収事務
②事務の概要	<p>小平市は、地方税法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収又は地方税に関する調査(犯則事件の調査を含む。)に関する事務において特定個人情報を取り扱う。</p> <p>地方税法等に基づき個人住民税、固定資産税・都市計画税、軽自動車税(種別割)、国民健康保険税の徴収事務及び収納管理事務を行っている。</p> <p>①市税の収納、還付、充当、統計等を行う収納管理事務            ②督促状等送付、滞納整理、滞納処分等を行う滞納整理事務            ③滞納者の財産調査照会及び実態調査照会            ④納税証明発行事務</p>
③システムの名称	1. 収納・滞納管理システム 2. 団体内統合宛名 3. 中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
(1) 収滞納ファイル (2) 滞納管理ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法 第9条第1項 別表第一の16の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<input type="checkbox"/> 実施する <input type="checkbox"/> 実施しない <input type="checkbox"/> 未定 <p style="text-align: right;">&lt;選択肢&gt;            1) 実施する            2) 実施しない            3) 未定</p>
②法令上の根拠	番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第2 (別表第2における情報提供の根拠となる項) 26、33、87、93の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	市民部収納課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	市民部 収納課 〒187-8701 小平市小川町2丁目1, 333番地 電話番号 042-341-1211 内線2363
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	市民部 収納課 〒187-8701 小平市小川町2丁目1, 333番地 電話番号 042-341-1211 内線2363

## II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[ 10万人以上30万人未満 ]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和5年8月31日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和5年8月31日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書及び重点項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 特に力を入れている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 特に力を入れている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 特に力を入れている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [ ]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 特に力を入れている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [ ]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ 特に力を入れている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [○]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 特に力を入れている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 特に力を入れている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[ ] 自己点検 [○] 内部監査 [ ] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[ 特に力を入れて行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成27年12月25日	I 関連情報 2. 特定個人情報ファイル名	収滞納ファイル	(1) 収滞納ファイル (2) 滞納管理ファイル	事後	重要な変更
平成27年12月25日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成27年7月1日 時点	平成27年11月30日 時点	事後	再実施により、しきい値の再調査を行ったため。
平成27年12月25日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成27年7月1日 時点	平成27年11月30日 時点	事後	再実施により、しきい値の再調査を行ったため。
平成28年7月29日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成27年11月30日 時点	平成28年7月1日 時点	事後	見直しにより、しきい値の再調査を行ったため。
平成28年7月29日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成27年11月30日 時点	平成28年7月1日 時点	事後	見直しにより、しきい値の再調査を行ったため。
平成29年7月18日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システム名称	1. 収納・滞納管理システム 2. 団体内統合宛名	1. 収納・滞納管理システム 2. 団体内統合宛名 3. 中間サーバー	事後	国民健康保険税滞納情報の情報提供について記載を追加したため。
平成29年7月18日	I 関連情報 5. 評価実施期間における担当部署 ②所属長	宇野 智則	小松 浩一	事後	人事異動のため。
平成29年7月18日	情報提供ネットワークシステムによる情報連携	実施しない	実施する ※法令上の根拠についても追加する。	事後	国民健康保険税滞納情報の情報提供について記載を追加したため。
平成29年7月18日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成28年7月1日 時点	平成29年7月4日 時点	事後	再実施により、しきい値の再調査を行ったため。
平成29年7月18日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成28年7月1日 時点	平成29年7月4日 時点	事後	再実施により、しきい値の再調査を行ったため。
平成30年1月19日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成29年7月4日 時点	平成29年11月30日 時点	事後	見直しにより、しきい値の再調査を行ったため。
平成30年1月19日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成29年7月4日 時点	平成29年11月30日 時点	事後	見直しにより、しきい値の再調査を行ったため。
平成30年6月22日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成29年11月30日 時点	平成30年5月31日 時点	事後	見直しにより、しきい値の再調査を行ったため。
平成30年6月22日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成29年11月30日 時点	平成30年5月31日 時点	事後	見直しにより、しきい値の再調査を行ったため。
平成30年6月22日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	小松 浩一	課長	事後	様式変更のため。
令和1年6月19日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成30年5月31日 時点	令和元年5月31日 時点	事後	見直しにより、しきい値の再調査を行ったため。
令和1年6月19日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成30年5月31日 時点	令和元年5月31日 時点	事後	見直しにより、しきい値の再調査を行ったため。
令和1年6月19日	IV リスク対策		新規追加のため各項目対応	事後	レイアウト変更のため
令和2年9月24日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和元年5月31日 時点	令和2年8月31日 時点	事後	再実施により、しきい値の再調査を行ったため。
令和2年9月24日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和元年5月31日 時点	令和2年8月31日 時点	事後	再実施により、しきい値の再調査を行ったため。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年9月24日	IV リスク対策6. 情報提供ネットワークシステムとの接続	[ ]接続しない(提供)	[○]接続しない(提供)	事後	再実施による変更
令和2年9月24日	I 関連情報 1.特定個人情報を取り扱う事務 ①事務の名称	軽自動車税	軽自動車税(種別割)	事後	名称変更
令和2年9月24日	I 関連情報 1.特定個人情報を取り扱う事務 ②事務の概要	軽自動車税	軽自動車税(種別割)	事後	名称変更
令和3年9月22日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	第19条第7号	第19条第8号	事後	法律の改正による変更
令和3年9月22日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和2年8月31日 時点	令和3年8月31日 時点	事後	見直しにより、しきい値の再調査を行ったため。
令和3年9月22日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和2年8月31日 時点	令和3年8月31日 時点	事後	見直しにより、しきい値の再調査を行ったため。
令和4年9月26日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和3年8月31日 時点	令和4年8月31日 時点	事後	見直しにより、しきい値の再調査を行ったため。
令和4年9月26日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和3年8月31日 時点	令和4年8月31日 時点	事後	見直しにより、しきい値の再調査を行ったため。
令和4年9月26日	IVリスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続	[○]接続しない(提供)	[ ]接続しない(提供)	事後	見直しに伴う修正
令和4年9月26日	IVリスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	—	[ 特に力を入れている ]	事後	見直しに伴う修正
令和5年9月20日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和4年8月31日 時点	令和5年8月31日 時点	事後	見直しにより、しきい値の再調査を行ったため。
令和5年9月20日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和4年8月31日 時点	令和5年8月31日 時点	事後	見直しにより、しきい値の再調査を行ったため。
令和5年9月20日	IVリスク対策 8. 監査	自己点検	内部監査	事後	監査の変更